

# 樹木剪定等管理業務特記仕様書

この特記仕様書は、公益財団法人さいたま市公園緑地協会が委託する業務について、業務委託の履行に必要な詳細事項を定めるものとし、受託者は、業務仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき適正に業務を履行しなければならないものとする。

## 1 植 込 地

### (1) 剪 定

#### ア 一 般 事 項

##### (ア) 基 本 的 事 項

- a 樹木の剪定、刈込みは樹種を十分把握し、適切な時期に行わなければならない。
- b 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- c 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- d 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- e 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- f 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- g 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
- h 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。
- i 作業は公園利用者および通行の支障とならないように注意する。

##### (イ) 主 な 剪 定 方 法

- a 大枝の剪定は、切断個所の表皮が剥離しないよう、切断予定個所の数10cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理をする。
- b 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽)を残すものとする。
- c 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取る。
- d 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝のつけ根から切り取る。

#### イ 弱 剪 定

(ア) 弱剪定とは古枝、平行枝、徒長枝等樹木の成育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ、切除することをいう。

##### (イ) 主 として 切 除 す べ き 枝

- a 枯 枝
- b 成長のとまった弱小の枝(以下「弱小枝」という。)
- c 著しく病虫害におかされている枝(以下「病虫害枝」という。)
- d 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝(以下「障害枝」という。)
- e 折損によって危険をきたす恐れのある枝(以下「危険枝」という。)
- f 樹冠、樹形及び成育上 unnecessary な枝(以下「不要枝」という。)
  - (a) やご(ひこばえ)
  - (b) 幹ぶき(胴ぶき)
  - (c) 飛び枝(徒長枝)
  - (d) からみ枝
  - (e) 逆さ枝
  - (f) きり枝

- (g)ふところ枝 (h)その他(車枝、立枝、対生枝、平行枝等)
- (ウ)病虫害、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- (エ)枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切り取る。
- (オ)園路脇等の並木については、特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかり剪定する。(下枝は2.5m以上上げる。)

#### ウ 強 剪 定

- (ア)強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うものである。
- (イ)芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに変わる別の芯を仕立てる。
- (ウ)古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

### (2)刈 込 み

#### ア 一 般 事 項

- (ア)枝の密生した個所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- (イ)裾枝の重要なものは、上枝を強く、下えだを弱く刈込む。又針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依じて十分注意しながら芽つきを行う。
- (ウ)花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- (エ)数年の期間をおいて刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特にヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。
- (オ)カイズカイブキはスギ葉を切り取る。

#### イ 大 刈 込 み

- (ア)各樹種の成育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。
- (イ)植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後枝がえしを行う。

#### ウ 生 垣 刈 込 み

- (ア)刈枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈り込み、天端をそろえる。
- (イ)枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘因を行う。枝の結束には、しゅろ縄をもちいる。
- (ウ)刈取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。刈込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃する。

### (3)施 肥

#### ア 一 般 事 項

- (ア)施肥は、土壌の状態、樹種、樹勢を十分把握し適切な時期に行わなければならない。
- (イ)所定の施肥量を、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に依じて最も効果が期待できる施肥方法等について、監督員と協議する。
- (ウ)溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

#### イ 上 木 施 肥

- (ア)輪 肥(わごえ)  
樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に堀り、溝底に所定の肥料を平均にしき込み覆土する。溝堀りの際、特に支え輪を痛めぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘る。
- (イ)車 肥(くるまごえ)  
樹木主幹から車輪の幅(や)のように放射状に溝を掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く堀り、溝底に所定の肥料を平均にしき込み覆土する。溝の深さは15~20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心

部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。

(ウ) 壺肥(つぼごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射上に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。

(エ) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線が不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根もと直径の5倍の位置にくるように掘る。

ウ 生垣施肥

(ア) 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。

(イ) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り溝底に所定の肥料をしき込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

(ウ) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

エ 下木施肥

(ア) 1本たち及び小規模な寄植の場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は上木施肥に準ずる。縦穴及び溝の深さは20cm程度とする。

(イ) 列植の場合

生垣施肥に準ずる。

(ウ) 群植の場合

有機質肥料については、1㎡あたり3ヶ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

(4) 除草

ア 抜取除草

(ア) 既存地被類をいためぬよう除草器具などを用いて残根の無いように抜き取り、除根後は周囲を掻き均し、整地する。

(イ) 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

イ 刈取除草

(ア) 既存植物をいためないよう鎌などを用いて、根ぎわより刈り取る。

(イ) その他は「抜取除草」に準ずる。

(5) 病虫害防除

ア 基本的留意事項

病虫害の防除作業は、殺虫剤等の薬剤使用による人体への健康影響や自然環境への負荷を低減するため、本業務においても埼玉県有施設同様の扱いとするため、「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取り組み方針(平成13年2月8日副知事決済)」を遵守し、病虫害の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤を散布することは行わない事とし、次の事項に留意するものとする。

(ア) 定期的な生息状況調査等により、害虫等の発生状況を把握し、発生が確認された場合は、基本的に剪定など物理的な方法により駆除するものとする。

なお、剪定枝はチップ化して堆肥化・被覆材利用をする。あるいは適正な焼却により処分するなど、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮する。

(イ) (ア)の方法によらず、やむを得ず散布による方法をとる場合には、使用する薬剤量を必要最少限にとどめるものとする。この場合、容器等に記載されている使用上の注意事項等を確実に遵守するほか、散布に当たって必要な安全確保に十分努めるものとする。特に、内分泌かく乱作用が疑われる物質を含む薬剤は、その作用が明確になるまで当面は使用しないこととする。

(ウ) 薬剤散布に替わる防除方法の研究開発動向等に注視し、今後も幅広い視野で検討を行っていくものとする。

イ 剪定防除

病虫害やこれらによる被害発生を発見した場合は、被害を受けた部分を剪定等により除去する。

(ア) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している

虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、すみやかに焼却処分する。

(イ) 剪定方法は、植込地剪定に準ずる。

#### ウ 薬 剤 防 除

やむを得ず農薬を使用する場合は、より環境リスクの低いものを選択するとともに、その散布量、散布範囲等は必要最小限とし、次の事項を遵守する。施設管理者(監督員)に「衛生害虫駆除等業務指示書兼報告書」を提出し、事前協議、確認の上、指示に基づき散布作業を行う。

(ア) 使用する薬剤は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用する。なお内分泌かく乱作用が疑われる物質を含む農薬は、その作用が明確になるまで当面は使用しない。

(イ) 容器・包装等に記載された適用病害虫、希釈倍率、防除時期など定められた使用方法を必ず遵守する。

(ウ) 散布作業者は人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全な防護用具の着用を徹底する。

(エ) 散布に当たっては、公園利用者、周辺住民等に薬剤散布による健康影響を及ぼさないよう、防除対象とする病害虫、使用する薬剤の名称、種類、散布日時などの安全確保上必要な情報を事前に周知するとともに、バリケードやロープ等で作業範囲を明確にし、作業関係者以外の立入を禁止する措置を講じ、農薬散布時および散布後の安全確保に十分努めるものとする。

(オ) 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

(カ) 散布は風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、なるべく涼しく利用者の少ない朝夕の時帯を選び実施する。

(キ) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害被害部分を中心にスポット散布する。

(ク) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から順次行う。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

#### エ 薬 剤 散 布 事 前 協 議 事 項

(ア) 作業予定日時

(イ) 対象病害虫

(ウ) 散布農薬の名称、種類(登録番号)

(エ) 散布方法

(オ) 希釈倍率

(カ) 散布場所、範囲

(キ) 散布予定量

(ク) 散布における安全確保対策の内容

#### (6) 灌 水

##### ア 葉 面 灌 水

葉面上の粉塵などを洗い落すよう前後表裏方向を変えて水を吹き付ける。

##### イ 地 表 灌 水

根もとの周囲に根もとの4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり指定量の灌水を行う。

##### ウ 地 中 灌 水

根もと周囲に灌水用の縦穴がある場合は縦穴より灌水を行う。水は定量を数回に分けて灌水する。

#### (7) 支 柱 取 替

##### ア 支 柱 取 外 し

在来の支柱の取外しは樹木を損傷しないよう十分注意し、根もとより完全に引き抜く。また、杉皮、棕呂縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻き材も同様にきれいに取り除く。

## (8) 支柱 結束 直し

- ア 在来の杉皮、棕呂縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう丁寧に取り除く。
- イ 再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、棕呂縄で結束する。

## (9) 枯 損 木 処 理

- ア 枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、施設物特に人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処置を行う。
- イ 切株はできるだけ地際より処置すること。
- ウ 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したあと、指定方法により処理し、跡地はきれいに清掃する。

## (10) 松 こ も 巻 き

- ア 取り付け、取外しにあたっては時期を逸しないよう施工する。
- イ 取り付け位置は原則として地上高1.5m程度の幹部とし、取り付け位置より下部に枝がある場合は当該下枝にも取付ける。
- ウ 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付ける。上部に取付けることが害虫の駆除に不適當の場合には結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付ける。
- エ 取り付けは、こもを樹幹に巻きこみ、その上を丸縄で2ヶ所結束する。結束は上方をやや緩く下方を硬く結束する。
- オ 取外しは害虫を落さぬよう注意深く行う。取外した後、樹幹についている害虫を採取し、取り外したこもと、ともに指定箇所を集めすみやかに焼却する。
- カ 取外した後、取外した部分に殺虫剤を塗布または散布する。

## (11) 清 掃

### ア 全 面 清 掃

- (ア) 植込地内のくず籠、吸殻入れ及びその周囲のゴミを取こぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。
- (イ) 植込地内に散乱するゴミ類とともに、落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含めないよう注意する。
- (ウ) 下木内のゴミ等は、下木類をいためないよう注意して取り除く。
- (エ) 燃性ゴミと不燃性ゴミを確実に分類し、指定方法により処理する。

### イ 選 択 清 掃

- (ア) 落葉、落枝等はなるべくそのまま堆積させ土に還元させる場合は、ゴミ、空き缶等はひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理する。
- (イ) その他は「全面清掃」に準ずる。

## 2 芝 生 地

### (1) 刈 込 み

- ア 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- イ 芝生地内に樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ウ 刈込み高は監督員と協議する。
- エ 樹木の根際、柵類のまわりなど、機械刈りの不適當または不能の場所は手刈りとする。
- オ 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあつては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切込み、せん除する。
- カ 刈りとった芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

## (2) 施 肥

ア 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

イ 肥料を施す場合は、原則として降雨直後で葉面がぬれているときは行わない。

## (3) 目 土 か け

ア 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものを  
用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念  
に混合する。

イ 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に十分にすり込む。な  
お、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

## (4) 除 草

### ア 抜 取 除 草

(ア) 芝生をいためないよう、除草器具などを用いて、根よりていねいに抜き取  
る。

(イ) 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃  
する。

## (5) 病 虫 害 防 除

植込地の薬剤防除に準ずる。

## (6) エアレーション

ア 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土  
壌が膨軟となるよう効果的に行う。

イ 穴及びカッティングの深さ、間隔は監督員と協議する。

## (7) 灌 水

所定の灌水量を芝生全面にいき渡るよう、均一に散水する。

## (8) ブラッシング

ア 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面をていねいに回数多くひ  
っかけ、匍匐茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯れ茎(サッ  
チ)を除去する。

イ 発生した枯枝、枯茎等はすみやかに処理するとともに、ブラッシング跡は  
きれいに清掃する。

## (9) 補 植

ア 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで、床土を交換し  
たうえ、沈下防止のため、よく転圧する。

イ 芝張りにあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、  
よく灌水する。

# 3 草 地

## (1) 基 本 的 事 項

公園の美観維持および樹木の健全育成を考慮した上で、雑草の発生時期をよく  
観察し、作業の効率化のため生育初期に早めに行うことを心がけ、監督員と協  
議する。また、増殖を防ぐために雑草の結実前には必ず行う。

## (2) 草 刈

ア 草地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

- イ 樹木、株物、柵等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。なお、刈高は監督員と協議する。
- ウ 樹木、株物、柵等の周辺も刈りの残しのないよう仕上げる。またそれらに絡んでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- エ 刈草は毎日指定箇所に運搬集積し、すみやかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。
- オ 作業に当たっては、公園利用者、周辺人家等に飛び石等による迷惑を及ぼさないよう、十分注意するとともに安全確保に努めるものとする。また、バリケードやロープ等で作業範囲を明確にし、作業関係者以外の立入を禁止する措置を講じる。
- カ 機械を使用して作業する際は、メガネ、ヘルメット等防護用具を着用する。
- キ 機械刈りの出来ない場所については、手刈とする。

### (3) 抜 取 除 草

- ア 除草器具などを用いて、残根の無いように抜き取る。
- イ 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
- ウ 生育初期に抜取り除草を行うことを心がける。

### (4) 清 掃

植込地の清掃に準ずる。

## 4 花 壇

### (1) 材 料 一 般

- ア 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植えだしに耐えるよう栽培され、細根の多く発生して、徒長していない整一な形姿のものを使用する。
- イ 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

### (2) 地 拵

- ア 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- イ 花壇面は床つちをシャベル等により30cm程度まで掘り起こしよく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
- ウ 肥料を施す場合は、所定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより、床土とよく混合する。

### (3) 植 え つ け

- ア 花苗、球根の植えつけは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、しっかりと植えつける。
- イ 植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植えつけが確実にないものは植えなおす。

### (4) 除 草 ・ 灌 水

- ア 除草及び灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう監督員と連絡を密にして行う。
- イ 除草は花苗をいためないよう、除草器具などにより、雑草だけ根より抜き取る。この際、花苗が浮き上がったりしているものは植えなおす。
- ウ 灌水は花苗をいためないよう、ていねいに行い、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。

### (5) 施 肥

- 1 元肥(オガコ等)は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- 2 追肥は肥料の種類及び植物の成育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法で行う。

## (6)病 虫 害 防 除

植込地の薬剤防除に準ずる。

## (7)そ の 他

- ア 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。
- イ 花壇内の芝生管理については「芝生地」の諸管理に準じて行う。

## 5 菖 蒲 田

### (1)除 草

雑草は根よりていねいに抜取り、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理する。

### (2)株 分

- ア 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう堀あげ、古根、古茎を切り捨てる。
- イ 株分けに際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根が着くよう手際よく行う。なお株の調整にあたっては、草たけの2分の1から3分の1の葉を落す。
- ウ 休眠期の株分けは、堀あげた株を新しく分けつした芽が5～7芽含むように適当な大きさにエンピ等により切り分ける。

### (3)定 植

株分けした芽は、品種を混同しないよう整理し、指定箇所に5～7芽を標準として定植する。

### (4)施 肥

指定の施肥量を菖蒲の根に直接触れないよう、株間に溝堀をして施肥し、埋め戻す。